



# 熊本県公報

第 1 1 8 2 5 号

平成 21 年 7 月 21 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
  - 平成 21 年度熊本県介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画の策定…………… ( " ) 1
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
  - 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 2
  - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 公 告**
- 県有財産の売却…………… (管財課) 2
  - 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画・技術管理課) 3
  - 球磨郡球磨村高沢における入会林野整備計画の認可…………… (林業振興課) 4
  - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 登 載 依 頼**
- 熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 4
  - 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部運転免許課) 4

## 告 示

**熊本県告示第 6 8 0 号**  
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。  
 平成 2 1 年 7 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所おんさ 熊本市山ノ内一丁目 4 番 1 5 - 6 0 2 号	一般社団法人音叉	平成 2 1 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 6 8 1 号**  
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。）第 1 1 5 条の 3 5 の規定により介護サービス情報の公表を行うため、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「施行令」という。）第 3 7 条の 2 第 1 項の報告に関する計画、施行令第 3 7 条の 5 第 1 項の介護サービス情報の調査事務に関する計画及び施行令第 3 7 条の 1 1 において準用する施行令第 3 7 条の 5 第 1 項の規定による介護サービス情報の情報公表事務に関する計画を別冊として定めたと、公表する。  
 平成 2 1 年 7 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 6 8 2 号**  
 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。  
 平成 2 1 年 7 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
こころ整骨院	松岡 利映	合志市須屋647番地1 ア ーバンライフ菊南1F	平成21年7月 9日

**熊本県告示第683号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。  
平成21年7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
めいとく福祉相談室 熊本市明德町707番地1	社会福祉法人 明徳会 熊本市明德町707番地1 権嶋 潤一郎	平成21年 8月1日	4330100779	相談支援

**熊本県告示第684号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成21年7月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成21年7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池市重味字小迫 590番5地先から 同市大平字牧原 1217番5地先まで	145.0	緊道整 B（改 築によ る拡幅 のため）

2 供用を開始する期日 平成21年7月21日

**公 告**

**熊本県公告第398号**

県有財産を次のとおり売却する。  
平成21年7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

(第1号物件)

上天草市松島町合津字今村1101番1、1101番4

(1) 土地 宅地 93.06平方メートル（公簿・実測）

宅地 194.38平方メートル（公簿・実測）

(2) 建物 居宅 コンクリートブロック造かわらぶき平家建

51.31平方メートル

物置 コンクリートブロック造スレートぶき平家建

3.30平方メートル

最低売却価格 2,950,000円

(第2号物件)

上天草市松島町合津字浦3156番1

(1) 土地 宅地 263.76平方メートル（公簿・実測）

(2) 建物 居宅 木造セメントかわらぶき平家建

- 物置 83.43平方メートル  
コンクリートブロック造スレートぶき平家建  
7.22平方メートル  
3,458,000円
- 2 最低売却価格  
入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
 (2) 破産者で復権を得ない者  
 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所  
第1号物件 平成21年8月27日（木） 午前11時  
第2号物件 平成21年8月27日（木） 午後1時30分  
（場所：上天草市松島町合津3538番3 上天草市役所松島庁舎3階大会議室）
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日  
平成21年8月5日（水） 午前10時から午後3時まで
- 7 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。  
 提出方法 持参又は郵送による。  
 提出期限 平成21年8月20日（木） 午後5時  
 （郵送の場合は提出期限までに必着）  
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 8 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限  
平成21年9月9日（水） 午後5時
- 10 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他  
 (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内  
 (2) 契約締結場所 別途指定する。  
 (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。  
 (4) 問い合わせ先  
 熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営谷尾崎地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更後の県営谷尾崎地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年7月22日から平成21年8月18日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第400号**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号。以下「法」という。）第3条の規定により球磨郡球磨村に事務所を置く高沢入会林野整備組合代表者高澤巧から高沢入会林野整備計画の認可申請があり、法第6条第1項の規定により当該入会林野整備計画を適当とする旨の決定をしたので、同条第4項の規定によりその旨を公告し、かつ、当該決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に係るのある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、法第7条第1項の規定により縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに異議を申し出ることができる。

平成21年7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧期間  
平成21年7月21日から平成21年8月19日まで
- 2 縦覧の場所  
熊本県農林水産部林業振興課  
球磨地域振興局農林部林務課  
球磨村役場
- 3 縦覧に供する書類  
高沢入会林野整備計画書の写し

**熊本県公告第401号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字下仲間字天神免107番、同108番、同109番、同110番、同111番、同112番、同113番、同114番、同115番、同116番、同117番、同118番1、同118番2、同119番1、同120番1、同121番1、同122番1、同123番1、同124番1、同125番1、同126番1、同127番1、同128番1、同129番1及び水路の一部  
22, 275.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡御船町豊秋字高畑484番地  
株式会社ツツミ

**登載依頼**

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年7月21日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

**熊本県教育委員会規則第11号**

熊本県立学校管理規則の一部を改正する規則  
熊本県立学校管理規則（昭和32年熊本県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「校長の監督を受け、」の次に「事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県立学校管理規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

**熊本県公安委員会規則第9号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成21年7月21日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「第102条第3項」を「第102条第6項」に、同項第5号中「別記様式第23号の5」を「別記様式第23号の6」に改め、同号を第6号とし、同項第4号中「別記様式第23号の4」を「別記様式第23号の5」に改め、同号を第5号とし、

同項第3号中「別記様式第23号の3」を「別記様式第23号の4」に改め、同号を第4号とし、同項第2号中「別記様式第23号の2」を「別記様式第23号の3」に改め、同号を第3号とし、同項第1号中「別記様式第23号」を「別記様式第23号の2」に改め、同号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 認知機能検査を受けた者 別記様式第23号の通知書  
 第32条第2項中「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「第103条第5項」を「第103条第6項」に、「別記様式第23号の6」を「別記様式第23号の7」に、「別記様式第23号の7」を「別記様式第23号の8」に改める。

別記様式第23号の7中 「第90条第6項 第103条第5項」を 「第90条第8項 第103条第6項」に改め、同様式を別記様式第23号の8とし、別記様式第23号の6中 「第90条第6項 第103条第5項」を

「第90条第8項 第103条第6項」に改め、同様式を別記様式第23号の7とし、別記様式第23号の5を別記様式第23号の6とし、別記様式第23号の4中 「第102条第1項 第102条第4項」を 「第102条第2項 第102条第5項」に改め、同様式を別記様式第23号の5とし、別記様式第23号の3中 「第102条第1項」を「第102条第4項」に改め、同様式を別記様式第23号の4とし、別記様式第23号の2中 「第102条第1項 第102条第2項」を 「第102条第4項 第102条第5項」に改め、同様式を別記様式第23号の3とし、別記様式第23号中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改め、同様式を別記様式第23号の2とし、別記様式第22号の次に次の1様式を加える。

別記様式第23号（第32条関係）

<p>臨時適性検査通知書</p> <p style="text-align: right;">熊公委第 年 月 日 号</p>	
住所 氏名	殿
熊本県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
<p>あなたは、講習予備検査（道路交通法第97条の2第1項第3号イの規定により行う検査をいう。以下同じ。）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第102条第2項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けなければなりません。ただし、認知症の診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、当該検査を受ける必要はありません。</p> <p>なお、この通知を受け、やむを得ない理由がなく臨時適性検査を受けない場合は、          拒否          保留          運転免許の取消し          の処分を受けることとなります。          効力の停止</p>	
適性検査を	講習予備検査

行 う 理 由	特 定 の 交 通 違 反	
適 性 検 査 を 行 う 期 日 ( 診 断 書 を 提 出 す る 期 日 )		年 月 日
適 性 検 査 を 行 う 場 所 ( 診 断 書 を 提 出 す る 場 所 )		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。